

# Okinawa GO! DO!

# 新春

撮影：川平恵子

## ありがとう民診ビル

弁護士 阿波根 昌秀

協力せざるを得ません。何処かに移らなければなりません。しかも残された時間はわずかしかありません。

新しい事務所は賃借物件ではなく、自前のビルを建てようではないか。何処にしよるか。多くの提案がありますが、まだ固まっています。

松尾公園テミスビルのような採光性のある明るいビルも良いが、建築費用は高くつくだろうな。敷地を広くとって、駐車スペースに余裕のあるのが欲しいな。WCは男女の出入口を別々にしたい。畳の間の休憩室が欲しい。

古希を過ぎ、弁護士年齢ですら40才の不安を過ぎるようになって迷うばかりです。アディオス民診ビル。ありがとうございました。

市内松尾にあった沖縄民主診療所が、泉崎に移り那覇民主診療所と改称したのは1979年のことです。県庁南の二中前通りにあった家具屋の土地建物を買い上げ、診療所に改装をした4階建は民診ビルと呼ばれ、多くの市民に愛され利用されてきています。

当事務所はこのビル用地の取得交渉に關わったこともあって、利用予定のない3階部分を貸して貰いました。

診療所の使用計画が変わることに3階から4階へ移り、時には4階の半分のスペースに押し込められたりしましたが、現在は4階部分全部の約90坪を占拠しています。

那覇民診のスタッフとは大家と店子の仲を越えた親しい間柄が続いています。1982年2月に県庁を1周する昼休みデモが始まりましたが、その実行委員長に民診の所長が就き、診療所と当事務所の所員がトマホーク来るなのシユプレヒコールを張り上げ、現在まで28年、1454回も続いています。

この民診ビルも老朽化が進み、建て替えるを迎えるようになりました。同じ屋根の下で苦楽を共にした者としては、別れることに一抹の淋しさは残るものの、建て替えに



民主診療所前にて

# 泡瀬干潟

## 第一次訴訟提訴

弁護士 喜多 自然

泡瀬干潟は、沖縄本島東部の中城湾に面して広がる南西諸島最大級(約265ヘクタール)の干潟で、



粘り強く続いている反対運動

た。国と沖縄県が埋立工事を行い、国の埋立部分は沖縄県が買取り、沖縄県は沖縄市に土地を売却するという計画で、事業の中心は沖縄市である。

この事業に対しては2005年に住民訴訟が起こされ、2008年11月に那覇地方裁判所が、2009年10月に福岡高等裁判所那覇支部が、事業に関する公金の差止めを認める判決を出している。裁判所は沖縄市の土地利用計画について、経済的合理性の有無についての調査や検討が全く行われておらず、経済的合理性がない、と厳しく批判した。

それにもかかわらず、沖縄市は事業を推進する姿勢を崩さず、2010年8月に新たな土地利用計画を策定した。2011年3月に国もこれを了承し、10月には工事が再開されてしまった。沖縄市の新たな土地利用計画は、埋立地にホテルや商業施設などを含めたスポーツコンベンション拠点を作り、雇用の創出や観光客の誘致により市経済の起爆剤にすることを意図したものである。

しかし、その計画内容はあらゆる点で破綻しており、環境を破壊するだけの公共事業となっている。この計画は、非現実的どころか誤った需要予測、経済効果を前提としている。そのため、将来埋立地が売れ残って想定した経済効果が得られないばかりか、自治体が多額の財政赤字を抱えることが見込まれる。また、埋立地の形状が大幅に変更されたにもかかわらず環境影響評価の手続が行われていないなど、環境に与え

動植物の貴重な生息地となっている。

泡瀬干潟では、埋立てにより人工島を建設する開発事業が数十年にわたって計画されてき



多様な命を育む豊かな干潟

る影響も考慮されていない。さらに、従前の計画と比べて地盤の高さが低くなっていたり、埋立地に通じる道路が2本から1本となっていたり。加えて、高台などの避難場所もない、液状化対策もなされていないなど、東日本大震災の教訓を全く無視したものとなっている。今回の計画も、公有水面埋立法等の法律に違反した違法な事業であるといえる。

このような中で、2011年7月に、第二次の公金支出差止訴訟(住民訴訟)を提起した。直ちに埋立てを中止し、環境破壊型の公共事業をやめて、環境と共生した経済へと政策を転換することが急務である。

# B型肝炎訴訟

弁護士 横田 達

B型肝炎。聞いたことがあるけれど、よく知らないという方が多いのではないだろうか。大人になって感染しても、急性症状が出るだけで治ってしまうことがほとんどですが、乳幼児期に感染した場合には、慢性的な持続感染となる可能性があります。

このB型肝炎ウイルスは、国の施策として義務づけられていた集団予防接種において、注射器の使い回しが行なわれたために感染が拡大していったのです。

しかしながら、B型肝炎ウイルスに感染した原因がわからず、これまで偏見や差別に苦しめられてきた方も少なくありませんでした。

注射器の使い回しなど、現代の医学では考えられないことです。もちろん、今日では、このような注射器の使い回しは行なわれておりません。このような国の責任を問うべく、各地で裁判が起されました。

さらに、政府に対する地道な要請活動などを経て、2011年6月28日、細川厚生労働大臣と原告団との間で損害賠償の枠組みに関する基本合意を取り交わされ、菅首相（当時）が原告団に面談の上で、公式に謝罪しました。

沖繩においても、全国B型肝炎訴訟弁護士団と連携し、上記の基本合意の枠組みにしたがった解決を求め、提訴準備をしています。

## 司法修習生に給料を!

弁護士 加藤 裕

今年も司法修習生がやってきた。僕が指導担当をする修習生は彼で11人目になる。とてもいい奴なんだけど、今年はずっと違う。あっ、彼自身のことではない。ついに今期から修習生への給与支給が廃止され、生活費を貸与する制度へ変更されたのだ。司法修習は、司法試験合格後、実際に裁判官・検察官・弁護士になる前に義務づけられた研修であり、修習生は、それぞれの実務の研修と埼玉の司法研修所の座学に計1年間動しむことになる。法科大学院を卒業しただけでは十分身につかない司法現場での実務をここでたたき込まれるのだ。

ところが国は、修習生の大部分が在野の弁護士になるのにどうして国費で給与を支払わなければいけないんだ、という論理で、修習生への給与支給を廃止したのだ。修習生は、全国どこの地域に配属されるかも必ずしも希望通りにはならない。しかも1年の修習期間は専念義務があるために副業は禁じられている。それではど

うやって生活していけばいいのだろうか。

修習生の話を聞くと、3年間の法科大学院の費用も借金で賄っている人も少なくない。貸与制になれば、法律家になるときには1000万円以上の借金を背負っているというケースも一般的になるだろう。しかも、実際に法律家としてスタートできるまでいくつもの試験があり、借金だけ背負って結局法律家になれないケースも生まれてきている。20年前の僕たちのころは、学歴は不要で、難関とはいえ司法試験に合格さえすれば安心して2年間の研修を受けられ、法律家として育てて社会に送り出してもらえた。新しい制度では、法律家になりたい、という夢をもつ意欲的な人材が法曹界に十分集まってくるとは思えない。僕も20年生まれるのが遅かったら弁護士にはなれなかったのではないかな、と思う。

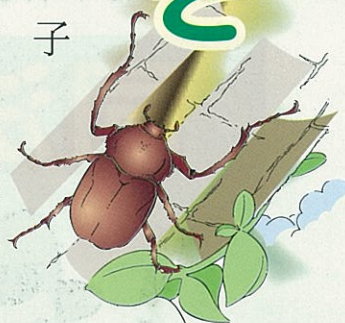
研修医の劣悪な労働条件が問題になり、臨床研修制度が改革され、不十分とはいえ勤務先の病院に研修のための補助金が交付される仕組みができていく。それは医療という制度の質を確保して社会的に守るためだ。司法という大切な制度を守る人材を養成するのに、十分な国費を投入するのは当然なのではないかな…。

修習生は



# やんばるの森を歩いて

弁護士 赤嶺 朝子



昨年、やんばるの森に始まり、途中大嶺海岸那覇空港近にある沖縄南部の数少ない自然海岸の一つに夢中になり、やんばるの森に終わる年だった。  
やんばるの森には幼いころにもよく遊びに連れて行ってもらっていたが、月1回のペースでやんばるの森を歩いたのは初めて

である。やんばる訴訟の原告、支援者、専門などの方々に案内して頂き、ノグチゲラやヤンバルクイナの鳴き声を始め、ヤンバルクイナの食餌痕やにおい、ハフやウナギ、オキナワウラジオガシ等の様々な動植物のことを教えて頂き、実際色々な動植物に出会うこともできた。



2011年伐採が始まった佐手与那付近 (2011年11月撮影)

やんばるは、一般的に沖縄県北部に位置する大宜味村、東村、国頭村からなる地域一帯を指す。やんばるはイタジイを主とする常緑広葉樹林帯で、国・県の指定する沖縄県内の天然記念物の約3分の1がやんばる地域に集中する。このため、やんばるを世界自然遺産に！、国立公園に！という話題が報道されている。  
しかし、やんばるの森は、1972年の本土復帰以降、公共事業として林道建設が進められ、アスファルトの道路が至るところに通り、また、天然林を伐採し植林をする森林整備事業が行われている。その結果、本来のやんばるを代表とするイタジイの森林ではない、ノグチゲラ等が棲息できない森林が広がっており、現在、やんばるの森には残っている天然林はわずかしかない。このため、世界自然遺産や国立公園に指定することは困難な状態である。



チップになっていく樹木 佐手与那伐採地 (2011年11月撮影)

伐採された樹木は廉価な木くず(チップ)になり、最終的には我々が毎日お世話になるトイレトペーパーになる。伐採や林道建設事業を行うと国から補助金が降りる仕組みになっており、林道開設事業費の国の補助率は約80パーセントとされており、全国平均を大きく上回っており、産業として成り立つ状態ではない。  
現在、那覇地方裁判所において、沖縄県を被告として、林道開設事業に関する公金の支出の差し止めを求める住民訴訟が行われている。訴訟提起してから約5年が経過しているが、裁判係属中でも、毎年、やんばるの森の2、



佐手与那伐採予定地内にあるオキナワウラジオガシ、近くにはイシカワガエルが棲息 (2012年1月撮影)

3箇所、自然林が伐採されていく。長い年月を掛けて育ち、動物たちの棲みかである樹木をわずか1、2か月足らずの期間で伐採し、廉価なチップとなっていく。伐採地はかんばち(沖縄の方言で怪我をした後、毛が生えてこない傷痕のことをいう。)のようである。  
2011年度も、かろうじて残っていた天然林(佐手与那付近と尾西岳付近)を新たに伐採している。2011年11月、原告や支援者、弁護士団で伐採が始まったばかりの佐手与那地域を視察し、伐採予定地には、ヤンバルクイナの採餌痕やノグチゲラの営巣木などが確認できた。これに対し、原告団と弁護士団は、伐採に対する抗議声明を発表し、沖縄県、国頭村、環境省等に送付し、これ以上伐採しないよう求めた。また、多くの人にやんばるの森の現状を知ってもらうため、訴訟団や支援者らが、観察会を開始した。  
これ以上やんばるの森にかんばちを増やさないと、2012年もやんばるの問題に取り組んでいきたい。

# 辺野古に新しい基地をつくらせない

弁護士 上原 智子

いつものものである。

今年は、辺野古基地建設問題が新たな段階を迎える。ご存じのとおりこの問題は、政府が、米合衆国政府とのSACO合意（1996年）に始まり、普天間基地の代替施設として、沖縄本島北部東海岸の名護市辺野古沖に新しい基地を建設しようとする

政府は、辺野古基地建設を前提として環境影響評価法の手続きを進めてきた。そして、沖縄防衛局は仕事納めとなる昨年12月28日の未明、県庁守衛室に評価書を運び込むという醜態を演じた。

これに関して、昨年11月、沖縄防衛局長（当時）が記者らとの非公式の酒席で、政府が評価書の具体的な提出日を明らかにしない理由を聞かれ、「これから犯す前に犯しますよと言いますか。」と発言し、県民の大きな反発を招いた。政府は、同局長を即更迭し、防衛大臣を謝罪のため来県させるなど、火消しに躍起となったが、他方で、米国政府との関係を重視する立場から評価書は年内に提出することを明言した。

これに対して、沖縄県議会は、前沖縄防衛局長の発言に対する抗議決議を全会一致で可決した。同決議では、防衛大臣が1995年の少女暴行事件について「詳細に

は知らない。」と答弁したことや、前局長の発言があったにもかかわらず評価書を年内に提出すると政府が明言したことを批判している。県議会が全会一致で可決したことは画期的であるが、これも県民世論の厳しさのあらわれと言える。今後はいっそう反対の取り組みを強める必要がある。

また、今年6月頃には、政府は沖縄県知事に対して、名護市辺野古沖の公有水面の埋立て承認を申請するとみられている。知事が不承認とした場合も、政府は一般論として、地方自治法に基づく是正指示や代執行などが可能になる場合があるとしている。結局、知事の承認権を奪う特別措置法を作らなくても最終的に埋立てを国が代執行しようということであり、そのようなやり方を許してはならない。

さらに、政府の環境影響評価手続きはあまりに杜撰であり、環境影響評価法に反する重大な瑕疵を帯びていることについて、同手続きのやり直し義務の確認を求める裁判が那覇地裁に係属中である。この裁判は、今年1、2月に集中証拠調べが予定され、年内にも判決が出される見通しだ。

この問題について、小さな子どもたちに顔向けできるような1年としたい。



環境影響評価手続きのやり直し義務の確認を求める裁判の現地進行協議において、オスプレイの飛行経路について裁判官に説明する原告

## フォト ギャラリー

古堅実吉さんによる  
平和学習会

震災復興ボランティアに行ってきました—前田  
(2011年8月宮城県南三陸町)

加藤家のほんた

屋久島に行ってきました—縄文杉の前にて

第5回 民弁・沖縄交流会

# 日本平和大会in沖縄に参加して

事務局 前田 大一

昨年の11月24〜27日に、2011年日本平和大会in沖縄が開かれ、県内外から約1600人が参加しました。大会の中で、青年分科会と青年集会が開かれ、現地実行委員会に、私をはじめ、当事務所の仲間さんと名城さんが参加しました。青年集会では名城さんが司会を務め、小林さんは基地問題を風刺した一人芝居を熱演しました。

青年分科会では、昨年一月に米軍属が起こした交通事故で死亡した與儀功貴さんの遺族を支える会の共同代表で、與儀さんの親友の新垣翔士さん(21歳)に発言してもらえることになり、分科会のタイトルは「君は、日米地位協定を知っているか。〜不平等な関係はもう終わり〜」に決まりました。私は、日米地位協定とはどのようなものかという基礎講座の作成を担当しました。

## 與儀功貴さんの事件とは？

昨年一月に沖縄市で、米軍属の男性が運転する車が軽自動車と衝突し、與儀功貴さん(当時19歳)を死亡させた。3月に那覇地検は、加害者は帰宅途中で公務中だったとして、日米地位協定に基づき、第一次裁判権は米軍にあるとして不起訴とした。これに対し遺族が那覇検察審査会に不服審査請求を行い、起訴相当と議決された。遺族を支える会は、日米地位協定の抜本的見直しを求める署名を集め、県議会やほとんどの市町村議会が地位協定改定を求める意見書決議をあげた。昨年11月23日に日米両政府が日米地位協定の運用改善で合意したため、同月25日に那覇地検は自動車運転過失致死罪で加害者を起訴した。

大会当日、青年分科会での新垣さんの声を震わせての発言は本当に胸を打つものがありました。親友を失った悲しみ、日米地位協定によって加害者の米軍属が守られるという不条理な実態への悔しさ、日米両政府への怒りは会場全体に伝わったと思います。

青年分科会で講師として来ていた

## 一度は言ってみたいひとこと

事務局長 當間 悠希  
仕事のこころは何でもきいて！

事務局長 金城 朋子  
マシヤに温泉行かないかって誘われてんだけどあいにく無理

事務局長 東江 民枝  
安心して子育てできる世の中だね〜♪お金もかからないし！

事務局長 小林 拓也  
琉神マフヤ、沖縄県知事に就任。「基地問題にスーパーメーソーサー」

弁護士 加藤 裕

事務局長 仲里 多真子  
お店こそください♡

修習生 白 充  
(ヘク・チュン)  
昔は朝鮮半島もつだったんだよ！

事務局長 玉城 浩人  
またまた宝くじに当たった。

事務局長 川平 恵子  
「ゴ」先生！(所長の愛称、その域には未だ達せず。)

事務局長 前田 大一  
我が人生に一片の悔い無し！

弁護士 喜多 自然  
やんばるの山奥で自給自足の生活を始めました！

事務局長 内間 正子  
いつもおいしい料理を作ってくれてありがとう！

弁護士 上原 智子  
ダンス教室、通ってます！

憲法普及協議会事務局 山吉 まゆみ

弁護士 阿波 根昌秀  
侵す前に侵すというか！だって君、安保条約でも他国を侵す前には、事前協議が必要なることを知らないのか。

弁護士 赤嶺 朝子  
その仕事終わりました。完璧です。

弁護士 松崎 暁史

事務局長 名城 麻里  
私、実は風の松本潤と結婚しました♡

弁護士 横田 達  
弁護士やめました。

今年もどうぞよろしくお願ひ致します。 沖縄合同法律事務所所員一同